

# 事業用資産納税猶予税額の計算書

被相続人

特例事業相続人等

この計算書は、特例事業相続人等に該当する人が個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。

私は、第8の6表の付表1の「2 特定事業用資産の明細」又は第8の6表の付表2「2 特例受贈事業用資産の明細」若しくは第8の6表の付表2の2「2 特例受贈事業用資産である株式等の明細」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産又は特例受贈事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10第1項）」の適用を受けます。

第8の6表  
(平成31年1月分以降用)

## 1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

### (1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

① 特例事業相続人等の第8の6表の付表1・付表2（2の2）のA欄の合計額	円
② 特例事業相続人等に係る特定債務額（その者の第8の6表の付表4のB）	
③ 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000
④ 特例事業相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額（その特例事業相続人等以外の者の第1表の⑥欄（又は第3表の⑥欄）の金額の合計）	,000
⑤ 基礎控除額（第2表の①欄の金額）	,000,000
⑥ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋④－⑤）	,000

### (2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

⑦ 法定相続人の氏名	⑧ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑨法定相続分に応ずる取得金額 (⑥×⑧)	⑩相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑩相続税の総額（⑩の合計額）	00

(注) 1 ④欄の「第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑥欄」の金額となります。

2 ⑦及び⑧欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

## 2 事業用資産納税猶予税額の計算

①（特例事業相続人等の第1表の（⑩＋⑪－⑫））の金額	円
② 特定価額に基づく特例事業相続人等の算出税額（1の⑩×1の③／1の（③＋④））	
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20％）	
a（②＋③－特例事業相続人等の第1表の⑫）の金額（赤字の場合は0）	
b 特例事業相続人等の第1表の⑥欄に基づく算出税額（その人の第1表の（⑨（又は⑩）＋⑪－⑫））（赤字の場合は0）	
④（①＋a－b）の金額（赤字の場合は0）	
⑤ 事業用資産納税猶予税額（（a－④）の金額）（赤字の場合は0）（注2参照）	A 00

(注) 1 b欄の算式中の「第1表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑩」の金額とします。

2 ⑤欄のA欄の金額を特例事業相続人等の第8の8表の「事業用資産納税猶予税額⑦」欄に転記します。なお、特例事業相続人等が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑤欄のA欄の金額によらず、第8の7表の②欄の金額を特例事業相続人等の第8の8表の「事業用資産納税猶予税額⑦」欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	入力		確認		
---------	----	--	----	--	--

## 《 書 き か た 等 》

この計算書は、特例事業相続人等に該当する人が「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。

なお、この特例の適用を受けようとする特定事業用資産又は特例受贈事業用資産（租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされるもの）に限ります。以下同じです。）の区分に応じて、この計算書に加えて次の付表を作成してください。

1 相続等により取得をした特定事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、次の(1)と(2)

- (1) 「第8の6表の付表1」
- (2) 「第8の6表の付表3」及び「第8の6表の付表4」のうち該当するもの（該当がない場合は不要です。）

2 租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産について、この特例の適用を受ける場合には、次の(1)と(2)

- (1) 「第8の6表の付表2」（贈与後に特例受贈事業用資産を現物出資して租税特別措置法第70条の6の8第6項の承認を受けた場合は「第8の6表の付表2の2」）
- (2) 「第8の6表の付表3」及び「第8の6表の付表4」のうち該当するもの（該当がない場合は不要です。）

(注) 1 各付表の内容は次のとおりです。

- (1) 「第8の6表の付表1」  
相続等により取得をした個人の事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に作成します。
- (2) 「第8の6表の付表2」  
租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産（同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等を除きます。）について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に作成します。
- (3) 「第8の6表の付表2の2」  
租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産が同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等である場合において、その株式等について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるときに作成します。
- (4) 「第8の6表の付表3」  
「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等・建物を被相続人から相続等により取得した者が1人でない場合における上記1の特例の適用に係る同意を得るとき又はこの特例の適用を受けるものとして「第8の6表の付表1」、「第8の6表の付表2」若しくは「第8の6表の付表2の2」に記載した宅地等・建物について、限度面積を判定する場合に作成します。
- (5) 「第8の6表の付表4」  
「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の規定の適用を受ける特例事業相続人等が相続税法第13条の規定により控除すべき債務がある場合において、各特例事業相続人等に係る特定債務額を算出する場合に作成します。

2 上記2に該当する場合は、「第11の3表」を作成した上で、この計算書、上記2の(1)及び(2)の付表を作成します。